

京都市告示第517号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年1月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
久我16号線	伏見区久我御旅町10番地の96地先から	旧	メートル 23.10	メートル 6.00 ~ 6.40
	同町10番地の81地先まで	新	23.10	6.00 ~ 7.06
久我40号線	伏見区久我御旅町11番地の49地先から	旧	8.60	0.89 ~ 3.24
	同町10番地の96地先まで	新	8.60	0.89 ~ 4.81

(建設局土木管理部道路明示課)